

特集 これまでの都市公園，これからの都市公園 ～都市公園法施行 60 周年を迎えて～

The History and Future of City Parks -The 60th Anniversary of City Park Law Enforcement-

平塚 勇司*
Yuji HIRATSUKA

都市公園法が施行されて今年で 60 年が経過した。

都市公園法は昭和 31 年（1956 年）に施行されて以降現在に至るまで，都市公園の適正な管理の根拠として，また都市公園の計画的な整備の指針として大きな役割を果たしている。

しかし，図－1 に示すように法施行時と現在とでは，社会情勢は大きく異なっている。

都市公園法施行当時の日本は，人口は増加基調，高齢化率も 5 % 程度であり，高度経済成長の最中であつた。

その後の急激な人口増加と経済成長は，日本に経済的な豊かさをもたらす一方，環境問題や公害等も生み出した。これら喫緊の課題である都市の環境問題を改善するため，都市公園等緊急整備措置法や都市緑地保全法等が相次いで

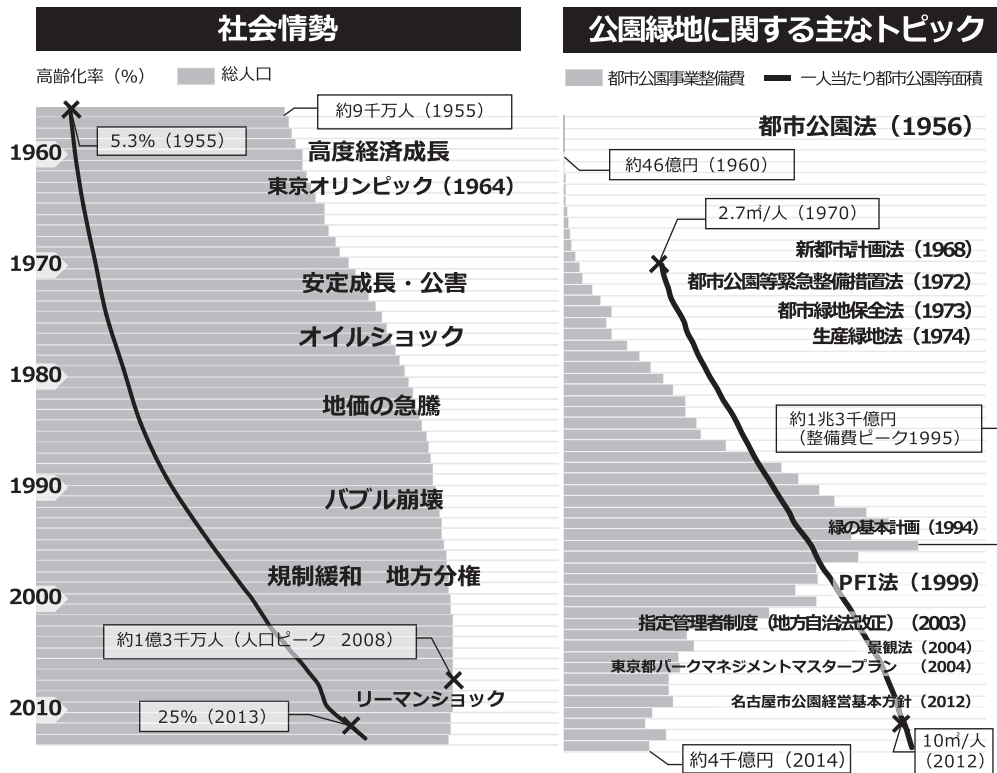
整備され，都市公園の整備，緑地の保全が計画的に推進されることとなった。

しかし，人口と経済の成長も転機を迎える。2008 年をピークに日本は人口減少社会に突入するとともに，今や 4 人に 1 人が高齢者という超高齢社会を迎え，経済もバブル崩壊，リーマンショック等を経て冷え込んでいる。

時代が変われば都市公園に求められる役割も変わる。社会情勢の変化に対応するための，新たな時代に向けた，新たな都市公園の整備，管理のあり方が求められている。

そこで本特集では，これまでの都市公園の来し方を振り返るとともに，これからの都市公園の行く末，展望について，都市公園に造詣の深い方々からご考察頂いた。

1. 総論では，都市公園制度の変遷やこれまでの取組な



図－1 社会情勢の変化と公園緑地行政の変遷

*国土交通省都市局公園緑地・景観課

などを総括的に紹介頂くとともに、それらを踏まえた今後の都市公園の方向性等について論じて頂いた。

2. 論説では、まちづくり、子育て、生物多様性、農業など様々なテーマからの都市公園の可能性と今後の展望について各専門家から論じて頂き、3. 事例紹介において整備・管理の現場で、都市公園のポテンシャルを創意工夫により引き出している地方公共団体から、先進的な取組事例をご紹介頂いた。

最後に、4. まとめとして、新たな時代に向けて都市公園行政が“守り”から“攻め”へとその姿勢を転換し、多様な要請に応える「公園ダイバーシティ」時代へ転換する必要性等を説いて頂いた。

本特集を契機に、ランドスケープの分野から多様な機能を有する都市公園の可能性を更に引き出す取組が広がることを期待したい。